

一般社団法人日本健康教育学会 編集委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本健康教育学会定款(令和四年七月二十三日)第35条および委員会および研究会等規程第1条に基づき設置される編集委員会(以下「委員会」という。)は、学会機関誌「日本健康教育学会誌」の編集ならびに刊行を掌ることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 日本健康教育学会誌(以下「学会誌」という。)の編集及び発行に関する事項
- 二 投稿規定・執筆要領等の改廃に関する事項
- 三 論文投稿の受付・査読審査に関する事項
- 四 特集の企画に関する事項
- 五 その他理事会から求められた事項

2 前項各号に掲げる事項については、関連する委員会等との連携を図りつつ審議を進める。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。(以下「編集委員」という。)

- 一 理事長が指名する常任理事
- 二 理事長が指名する理事
- 三 その他の代議員・会員

2 編集委員は理事会の議に基づき理事長が委嘱する。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、理事長が指名する常任理事をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が編集委員より指名する。

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は学会誌の編集及び刊行を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(シニアエディター)

第6条 委員会に若干名のシニアエディターを置く。

2 シニアエディターは、委員長が編集委員より指名する。

3 シニアエディターは、編集委員の上であり委員長とともに投稿論文の採否決定を行う。

4 シニアエディターの具体的な業務内容は別に定める。

(幹事)

第7条 委員会に若干名の幹事を置くことができる。

- 2 幹事は委員長が会員より指名する。
- 3 幹事は委員会運営にかかる事務を担当するとともに、編集委員としての業務も担当する。

(顧問)

第8条 委員会に若干名の顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事長が指名する。
- 3 顧問は委員会からの相談に対してアドバイスや指導を行う。
- 4 顧問は委員会にオブザーバーとして出席し決議には加わらない。

(任期)

第9条 編集委員、幹事、顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(客員編集委員)

第10条 委員会に若干名の客員編集委員（ゲストエディター）をおくことができる。

- 2 客員編集委員は委員会の議を経て委員長が委嘱する。
- 3 客員編集委員は編集委員会特集や特別号等における特集企画の編集を担当し、通常の投稿論文編集業務は担当しない。
- 4 客員編集委員は担当する企画が終了次第その任は解かれる。

(委員会)

第11条 委員会は、3~4か月に1度の頻度で開催する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第12条 特定の事項を調査、審議させるため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(編集事務)

第13条 学会誌編集事務を処理するために、編集事務局を置くことができる。

- 2 編集事務局の組織および運営は理事会が定める。

附則

この規程の改廃は編集委員会の議を経て理事会が決定する。

この規程は、2024年6月7日から施行する。